

# 第3次

## 浜田市子ども読書活動 推進計画



令和4年11月  
浜田市教育委員会

— 目次 —

はじめに	1
第1章 第3次浜田市子ども読書活動推進計画の策定にあたって	2
I 第3次計画の背景	2
1 国の動き	2
2 県の動き	2
3 市の動き	3
II 第2次計画の成果と課題	3
1 家庭における子ども読書活動の推進	3
2 地域における子ども読書活動の推進	5
3 学校等における読書活動の推進	7
4 図書館における子ども読書活動の推進	11
第2次浜田市子ども読書活動推進計画における 数値目標の進捗状況	15
III 第3次計画の基本的な考え方	16
1 計画の位置づけ	16
2 計画の期間	16
3 基本理念	16
4 基本目標・基本方針	16
第2章 施策の方向と具体的な施策	17
体系のイメージ図	17
計画の体系図	18
I 家庭における子ども読書活動の推進	19
1 乳幼児期からの読書活動の推進	19
2 子育て世代包括支援センターにおける読書活動の推進	19
3 「家読」の推進	20
II 地域における子ども読書活動の推進	20
1 まちづくりセンターにおける読書活動の推進	20
2 放課後児童クラブにおける読書活動の推進	21
3 図書館による地域の読書活動の推進	21

Ⅲ	学校等における読書活動の推進（学校教育課）	・ ・ ・ ・ ・	22
1	保育所、認定こども園、幼稚園における読書活動の推進	・ ・ ・	22
2	小学校、中学校における読書活動の推進	・ ・ ・ ・ ・	22
3	高等学校における読書活動の支援	・ ・ ・ ・ ・	24
4	特別支援学校における読書活動の支援	・ ・ ・ ・ ・	24
Ⅳ	図書館における子ども読書活動の推進	・ ・ ・ ・ ・	25
1	読書環境の整備、充実	・ ・ ・ ・ ・	25
2	関係機関・団体との連携、協力	・ ・ ・ ・ ・	26
3	読書活動の啓発、情報発信	・ ・ ・ ・ ・	27
4	ボランティアの育成、支援	・ ・ ・ ・ ・	27
	第3次浜田市子ども読書活動推進計画における 数値目標	・ ・ ・ ・ ・	28

《資料》

子どもの読書活動の推進に関する法律

浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会名簿

はじめに

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）であり、地域社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組むことは極めて重要です。

読書は「本との対話」「自分との対話」「人との対話」を通して、豊かな人間性を育みます。

読書は、人間の成長過程において次のような価値のある活動です。

- 読書をするという活動自体がもつ楽しいという価値
- 読書によって知識・技能が身に付き、自分の経験と照らし合わせながら判断力・思考力・表現力等が育つという価値
- 読書を通して自分の生き方を見直し、豊かな感性が育つという価値
- 読書に関する会話の中で人とのつながりや共生の心を培うという価値

このような価値ある読書活動を推進していくことで身に付く力は、主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答えのない課題にも粘り強く向かっていくという生きて働く力を育むためにも欠かせないものです。

また、浜田市教育振興計画に掲げられたSDGsのゴール4「質の高い教育をみんなに」に向けた取組を進めていく上でも重要であると考えます。

令和3年度の全国学力・学習状況調査結果の読書に関わる部分の割合は以下のとおりです。

	小学校6年			中学校3年		
	市	県	国	市	県	国
平日30分以上読書をする割合	30.4P	32.8P	37.6P	34.0P	28.8P	28.9P
不読率(全く本を読まない割合)	27.2P	25.0P	24.0P	25.9P	32.3P	37.4P
平日テレビゲームを2時間以上する割合	53.1P	47.3P	49.4P	62.0P	52.0P	57.0P

小学生の結果を国・県と比べると、30分以上読書する児童の割合が低く、不読率がやや高いということが分かります。中学生においては、国・県の割合よりも30分以上読書する生徒の割合が高く、不読率は低いという結果です。両方に共通していえることは、メディア接触の時間が長いということです。

およそ、3人に1人が、平日の読書時間が30分未満であり、4人に1人が読書をしないという状況、メディア接触の時間が長いという状況を踏まえ、上述した力を育むために、今後の施策の方向性と取組を示す「第3次浜田市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

## 第1章 第3次浜田市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

### I 第3次計画の背景

#### 1 国の動き

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)が成立しました。推進法では、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)を策定・公表することが定められました。

この推進法に基づき、国は、平成14年8月に第一次基本計画を、平成20年3月に第二次基本計画を、平成25年5月に第三次基本計画を、平成30年4月に第四次基本計画を策定しました。

第三次基本計画期間中においては、学校図書館法の改正(平成26年)、学習指導要領の改訂(幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校幼稚部・小学部・中学部は平成29年、高等学校は平成30年、特別支援学校高等部は平成31年)が行われ、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされました。

#### 2 県の動き

島根県では、平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の成立を受けて、平成16年3月に「島根県子どもの読書活動推進計画」(以下「県計画」という。)を策定し、その後、平成21年3月に第2次県計画、平成26年4月に第3次県計画、平成31年3月に第4次県計画を策定しました。第2次県計画からは「子ども読書県しまね」を掲げ、義務教育段階における「学校図書館活用教育」を集中的に全県展開する取組を進めました。

平成26年7月には「第二期しまね教育ビジョン21」を策定しました。このビジョンでは、「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」を基本理念とし、目標の一つである「夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てます。(向かっていく学力)」を達成するための施策として「読書活動の推進」位置付けています。

また、平成29年度からは、主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答のない課題にも粘り強く向かっていく力を育む魅

力ある教育環境を目指し、「教育の魅力化」の取組を推進しています。「ふるさと島根を学びの原点に未来にはばたく心豊かな人づくり」を基本理念に、令和2年度から令和6年度を計画期間とした「しまね 教育魅力化ビジョン」を策定しています。

### 3 市の動き

浜田市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第4条及び第9条第2項に基づき、国の基本計画及び県の推進計画を踏まえ、平成25年3月に「(第1次)浜田市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

その後、平成28年度策定の「第2次浜田市総合振興計画」「浜田市教育大綱」「浜田市教育振興計画」を受け、平成28年10月に「第2次浜田市子ども読書活動推進計画」を策定しました。教育大綱の理念「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」の基、施策の柱である「学校教育の充実」「家庭教育支援の推進」「社会教育の推進」に向けた取組を推進しています。

## II 第2次計画の成果と課題

### 1 家庭における子ども読書活動の推進

#### (1) 乳幼児期からの読書活動の推進

##### ① ブックスタート事業(※)の推進

- ・乳児健診や未受診者訪問等を通じて、絵本をプレゼントし、読み聞かせの大切さについて啓発しました。

##### ② 乳幼児健診等での子ども読書活動の推進

- ・読書ボランティアによる読み聞かせを実施しましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。
- ・乳幼児健診にあわせて、配布資料を通じて読み聞かせの大切さについて啓発しました。引き続き読み聞かせの大切さや、心を育む関わりについて啓発していきます。
- ・読書ボランティアと絵本の選定など連携して行い、健診対象児へ絵本をプレゼントするとともに、読み聞かせの大切さや心を育む関わりについて啓発していく必要があります。

※ブックスタート事業 乳幼児健診に参加したすべての赤ちゃんと保護者に、絵本を手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる事業。

## (2) 子育て世代包括支援センターにおける読書活動の推進

### ①蔵書の充実と貸し出しの推進

- ・中央図書館による団体貸し出しやしまね子育て絵本(※1)など、より豊富な絵本を揃えることで、多くの絵本との出会いの環境作りに取り組みました。令和2年度から月に1回「ラブック号(※2)」の来園も実施しました。また、いつでも長期の貸出をすることで絵本に親しむことの大切さについて啓発しました。
- ・引き続き、貸出できる蔵書の充実等を図り絵本に集中できる落ち着いた環境づくりを進める必要があります。

### ②読み聞かせの充実と啓発

- ・ボランティアサークルによる読み聞かせの会を毎月2回実施しました。また事業において職員が読み聞かせの場をもつことで、子どもの想像力や感性を育て親子で心地よいひと時を共有してもらうようにしています。
- ・今後もこれまでの取り組みを継続させ、ボランティア等の活用や保護者へ活動参加を呼び掛けていくことが重要であると考えます。

### ③読み聞かせグループの育成と連携

- ・これまでの活動を継続させ、場や情報の提供をし、読み聞かせボランティア活動の支援をしていく必要があります。

### ④研修会の充実

- ・各地域で開催される子育て広場等で研修を実施しました。読み聞かせの大切さについて学びの場を提供しました。
- ・新型コロナの感染状況に応じた研修方法について、引き続き検討していきます。

※1 しまね子育て絵本 島根県立図書館が、「おすすめしたいこどものほん(ながく読みつがれた本・最近刊行されたリスト)をもとに300種類の絵本を選定。複本3冊ずつがセットで、各市町村立図書館へ寄託。保育所、認定こども園、幼稚園等での巡回活用や親子が集まる場所への貸出利用に供している。令和4年度からは「幼稚園・保育所お楽しみ子育て絵本」として100冊の増刷がある。

※2 ラブック号 浜田市立図書館が所有する移動図書館車の名前。図書館への来館が難しい地域に行ったり、各種イベントに参加したりしている。

⑤「家読(うちどく)」(※1)の推進

- ・乳幼児健診や訪問など通じて資料を配布し、電子メディアとの適切な関わりや、絵本の読み聞かせの大切さ、心を育む関わりについて啓発しました。
- ・上記のことについて継続して啓発していくことが大切であると考えます。

2 地域における子ども読書活動の推進

(1)まちづくりセンターにおける読書活動の推進

①読書環境の整備

- ・簡易な貸出し手続きの設定、ロビーに図書を設置し目に留まりやすくする工夫、夏休みの図書室開放等誰でも自由に図書を利用できる環境づくりに努めました。
- ・紙芝居の読み聞かせ等をまちづくりセンターで実施し、読書を身近に感じられる機会を提供しました。
- ・子ども達へ読書の魅力を伝えるため、まちづくりセンターと地域住民が連携した事業において、移動図書館車ラブック号を活用しました。
- ・県立図書館の蔵書を借用し、新たな本に触れる機会を設けました。
- ・選書内容の見直し(寄贈本等)、蔵書の劣化、新書が少ないという課題があります。

②啓発活動の推進

- ・地域ボランティアとの連携による保育所・認定こども園・幼稚園・小学校での読み語りや、講師を依頼しての夏休みの読書感想文講座を実施しました。
- ・地域住民への利用促進として広報を実施しました。
- ・浜田親子共育応援プログラム(通称「HOOP!」)(※2)において、絵本の読み聞かせを通して、親子の絆を深めるプログラムを実施し、読書の普及啓発に努めました。

※1 家読 「家族読書」「家族ふれあい読書」の略語。読み聞かせをしたり、読書の時間を共有したりすることで、読書の習慣化を図るとともに家庭内のふれあいの時間をもつこと。

※2 浜田親子共育応援プログラム 県の「親学プログラム」をベースにした、浜田市独自の家庭教育支援の取組。ワークショップや講義等を通して、親同士がつながり、学び合い、地域とつながることで、家庭教育を推進する取組。



- ・①、②の取組が一部のまちづくりセンターにおいて実施できておらず、人材不足の傾向があります。

- ・時代に沿った本の提案方法を考案していく必要があります。

### ③本を活用したふるさと郷育の推進

- ・すべてのまちづくりセンターに「浜田市の人物読本 ふるさとの50人」を設置し、地域住民への普及に努めました。

- ・「ふるさとの50人」に記載のある浜田市ゆかりの人物に関する事業を実施しました。(ウォーキングイベント、勉強会等)

- ・文化スポーツ課では、令和2年度から「浜田市の歴史読本 ふるさと浜田の歩み」を市内全小学校6年生へ配布しています。

- ・図書館等関係機関と連携し、郷土に関する蔵書の収集を進めていく必要があります。

## (2) 放課後児童クラブにおける読書活動の推進

### ①読書の機会の提供

- ・支援員に対する読み聞かせの研修を実施しました。また、読書の推奨に努めました。

- ・支援員やボランティアによる読み聞かせを行いました。

- ・児童が読書をする時間が増えるよう、児童クラブにおいてどういったことが可能か検討していく必要があります。

### ②団体貸出図書の利用促進

- ・団体貸出制度等(※)を活用して、定期的に児童クラブの図書の入れ替えを行い、読書環境の整備に努めました。

## (3) 図書館による地域の読書活動の推進

### ①子ども読書会の活動推進

- ・小学校3年生から6年生を対象に市内4地区から応募のあった3地区において子ども読書会を開催しました。例年5月から開催していましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により10月からの開始となりました。3地区17人の児童が参加しました。

- ・1地区参加がなかったことが残念です。また、毎年10月に開催していた全体での野外活動ができなかったことも残念です。参加児童の感想を春の読書週間で紹介することは続けていきます。

※団体貸出制度 学級やまちづくりセンターなどの団体を対象に、50冊以内の図書を1か月間貸出する利用方法。貸出冊数、期間は異なるが、県立図書館も団体貸出を行っている。

## ②簡易閲覧所の利用促進

- ・「浜田市佐々田文庫(※)整備基金」から図書 308 冊を購入し、市内 13 か所の簡易閲覧所の充実を図りました。
- ・令和 3 年 3 月のしまね JA 上府事業所の引き上げに伴い、国府まちづくりセンター有福分館での受入れに変更しました。

## ③移動図書館の利用促進

- ・6 コース 34 か所を、月 1 回ペースで巡回しました。1,457 人の利用者で 4,796 冊の貸出がありました。
- ・出張展示が、コロナ感染症対策のため、3 月の石見まちづくりセンターのイベントのみとなりました。今後も状況に合わせて出張展示を行いたいと考えます。

## 3 学校等における読書活動の推進

### (1) 保育所、認定こども園、幼稚園における読書活動の推進

#### ①読み聞かせの充実、親子読書の推進

- ・職員による読み聞かせ(毎日)保護者ボランティアによる読み聞かせ(毎月)やボランティアサークルによる読み聞かせを実施しました。
- ・毎週 1 回本の貸出、また長期休業期間にも貸出を行い、親子読書の推進に努めています。
- ・公共図書館を積極的に活用し、本に親しむ環境づくりを行っています。
- ・これまでの取組を継続し、読み聞かせボランティア等の活用や保護者へ読み聞かせボランティア活動参加を呼び掛けていきます。
- ・公共図書館のサービスの活用や、貸出できる蔵書の充実等を図り環境づくりに努めます。

#### ②保護者への啓発、情報提供

- ・「園だより」等により親子読書のすすめや本の選び方等保護者への情報提供を実施しました。
- ・外部の専門家を招き保護者を対象とした読み聞かせの研修会等を開催し、保護者への啓発を行っています。
- ・引き続き、保護者への情報提供に努めるとともに、研修会等を企画し、親子読書や読み聞かせの大切さについて啓発を行います。

※佐々田文庫 佐々田懋氏が佐々田奉公会を設立し、図書館への寄付から始まった「佐々田文庫」を設置した。まちづくりセンターなど市内 13 か所に簡易閲覧所がある。

### ③研修会等参加による職員の資質向上

- ・専門家や読書ボランティアの方からの情報を取り入れ、読み聞かせ、本の選択等の知識の習得に努めています。
- ・研修会等への参加や積極的な情報、知識の習得に努め、職員の資質向上を行います。

## (2)小学校、中学校における読書活動の推進

### ①学校図書館の整備・充実

- ・市立図書館や他の学校図書館と連携・情報交換などをおこない、学校図書館資料の充実を図りました。
- ・学校図書館図書標準(※1)は小学校12校、中学校4校が達成しました。
- ・長期休業期間中に、図書の貸出や調べ学習の支援を行っている学校があります。
- ・学校図書館と市立図書館とのネットワークの充実を図る必要があります。
- ・引き続き、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、地域資料の整備・充実に努める必要があります。

### ②読書習慣づくりの推進

- ・読書指導の基礎の定着を図り、児童生徒が進んで記録をつける習慣を身につけるため読書ノートを配付し、有効活用を図りました。
- ・朝読書、読み語り、アニメーション(※2)、ビブリオバトル(※3)、読書ビンゴ(※4)、味見読書(※5)等を取り入れることで、より本の楽しさを知り、読書へのきっかけになる機会を設け、読書に親しめる環境づくりに努めました。

※1 学校図書館図書標準 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として文部科学省が定めたもの。

※2 アニメーション 読書の楽しさを伝え、生まれながらにもっている読む力を引き出すと開発・体系化した読書指導方法。

※3 ビブリオバトル 京都大学から広まった輪読会・読書会、勉強会の形式で「知的書評合戦」とも呼ばれる。発表者が進めたい本の魅力を紹介しあい、聴衆の投票数で勝敗が決まる。

※4 読書ビンゴ ビンゴカードを配布し、ビンゴ達成を目標にマス目に記された本を読む。

※5 味見読書 テーマごとに複数の本を用意し、全部読むのではなく初めのところだけ短時間で読み、簡単に記録することを繰り返すことで、いろいろな本に出会える方法。

- ・小学校 14 校、中学校 2 校において、家読(家庭読書)の推進に取り組みました。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、地域住民による読み聞かせボランティアの活動が制限されています。

### ③学校司書等配置事業の推進

- ・全校に学校司書(※1)または学校図書館支援員を配置し、学校における読書活動の推進と各教科における言語活動の充実を図りました。
- ・学校司書や学校図書館支援員の「連絡会」を開催し、協調学習(※2)の研修会や調べる学習コンクール(※3)後の授業での図書館活用教育の作品紹介を行いました。その他、意見交換、情報交換の場を設けるなど、資質向上に努めました。
- ・教育委員会に学校図書館支援センターを設置し、学校司書等の取組を支援しました。また、定期的に「学校図書館支援センターだより」を発行し、各学校に配布することで、学校司書等による取組や学校図書館活用教育の事例等に係る情報の共有を図りました。
- ・学校司書は、各教科における言語活動の充実、学校における読書活動の推進、学校図書館を活用した課題解決的学習や探究的学習の推進を図る上で大きな役割を担っており、引き続き全校に配置する必要があります。また、継続的に学校司書を配置していくため、その役割や必要性を広く周知し、理解を得ていく必要があります。
- ・新型コロナの感染状況に応じて、GIGA スクール(※4)構想に伴い、対面式と非対面式のそれぞれのよさを意識した研修の在り方について考えていきながら、学校司書の研修の場を設け、資質向上を図る必要があります。

※1 学校司書 小中学校の学校図書館で、児童・生徒の読書活動や、教員と連携し学校図書館を活用した学習充実のための支援を行う人。

※2 協調学習 東大 CoREF を中心として展開する「知的構成型ジグソー法」という手法で、主体的・対話的で深い学びを作り出す学習方法。浜田市は平成 23 年度から参加している。

※3 調べる学習コンクール 図書館振興財団主催で行われている「図書館を使った調べる学習コンクール」のこと。興味をもったことを調べてまとめ、表現した作品のコンクール。浜田市は平成 26 年度から島根県で唯一参加している。

※4 GIGA スクール 児童生徒に 1 人 1 台の端末を配布し、教育の ICT 化を進める構想。

#### ④学校図書館活用教育の推進

- ・学校図書館活用教育研究指定校を2校指定し、公開授業等を開催して、学校図書館活用教育の普及を図りました。
- ・学校図書館活用授業で実際に行う単元一覧表、教科横断的な学校図書館年間計画を作成し、学校図書館の学習・情報センターとしての機能充実を図りました。
- ・授業で児童生徒が作成した成果物を学校図書館に展示・保管することで、教職員の授業支援を行い、児童生徒の学習意欲を高めるよう配慮しました。
- ・教育委員会に指導主事を配置し、学校図書館活用教育に係る指導助言を行うとともに、必要に応じてモデル授業を実施し、学校図書館活用教育の推進に取り組みました。
- ・毎年、全国コンクールにつながる「浜田市調べる学習コンクール」を開催しました。校内での取組や学校図書館支援センターの応援講座により、調べ学習に意欲的に取り組む児童・生徒が増えてきました。引き続き児童・生徒の知的好奇心や探究心、意欲を育て、調べる力をつけていく必要があります。
- ・学校規模や校内体制等により、学校図書館活用教育に対する意識の差がみられます。司書教諭や学校図書館担当教員及び学校司書だけでなく、教職員全体の継続的な関わりが必要不可欠です。学校として組織的に多様な読書活動の継続、企画ができる支援、小中学校が連携した取組を推進していく必要があります。

#### ⑤特別支援学級における読書活動の推進

- ・市立図書館や島根県西部視聴覚障害者情報センターのバリアフリー図書に努めました。
- ・島根県西部読書普及センターのバリアフリー図書を活用し、特別支援学級の読書活動を行いました。
- ・児童生徒の発達や障がいの状況に応じた読書活動が展開できるよう、教職員研修会が必要だと考えます。

#### (3)高等学校における読書活動の支援

- ・市立図書館において、団体貸出等のサービス提供やイベント行事の情報発信をしました。
- ・広報活動、生徒の職場体験等の受入れを行いました。
- ・研修への参加受入れについては、日程調整の難しさもあり、高等学校の教職員の参加はありませんでした。参加しやすい日時設定や興

味を持ってもらえるテーマ設定などの配慮が必要と考えます。

#### (4) 特別支援学校における読書活動の支援

- ・市立図書館において、バリアフリー図書の収集拡大、団体貸出等のサービス活用の推進、図書館の施設見学等の積極的な受入れ等を行いました。
- ・研修への参加受入れについては、日程調整の難しさもありますが、少ないながらも特別支援学校の教職員の参加がありました。

### 4 図書館における子ども読書活動の推進

#### (1) 読書環境の整備、充実

##### ① 児童図書の充実

- ・令和2年度の児童書購入冊数は2,317冊で全購入冊数の24.4%にあたります。児童書蔵書冊数は96,434冊で全蔵書数の33.7%になります。課題図書、県立図書館おすすめの本等積極的に購入しました。
- ・利用者数が令和2年度実績で小学生は10,000人を超えていますが、中学生、高校生とも1,000人をわずかに超える程度となっています

##### ② 子ども向け行事、サービスの充実

- ・前述の子ども読書会(2(3)①)の他、市内の中学校、高校と連携し、「中高生のおすすめの本」の特集展示を行いました。
- ・令和2年度はコロナ感染症対応により時期をずらし子ども読書会を10月から開催、おはなし会を7月から人数制限や来場者名簿を作成して実施しました。
- ・今後ともコロナ感染症対策を取りながら実施していく必要があります。

##### ③ 中学生や高校生に向けたサービスの充実

- ・ヤングアダルト図書を186冊購入し、5,071冊の蔵書です。電子書籍も1,921点となっています。
- ・学習コーナーへの動線上にヤングアダルトコーナーを設けています。
- ・市内中学校・高等学校等と連携し、「中高生おすすめの本」の紹介をしました。
- ・ヤングアダルト世代の利用が、学習コーナー中心となっており、なかなか読書利用につながっていない状況にあります。学校教育課地域学校連携係と連携し中学校・高等学校の図書館利用につなげたいと考えます。

#### ④障がいのある子どものための読書環境の整備・充実

- ・点字本 52 冊、大活字本 1,016 冊と CD、DVD 等所蔵しています。カウンター前に大活字本コーナーを設けています。
- ・障がい者、高齢者向けの資料が多いので、子ども向け資料の充実を図る必要があります。また、特別支援学級、特別支援学校との関係を作っていきたいと考えます。

#### ⑤司書の資質向上

- ・県立図書館から講師を招いたり、コロナ感染症対応について医療専門監の講話を聴いたりしました。
- ・調べ学習の応援講座や学校関係者との対話を通して、OJT による研修を進めることで、実践的な資質を向上していきたいと考えます。

#### ⑥移動図書館の利用促進

- ・市内 34 か所を毎月巡回する移動図書館車両は、年間約 1,500 人の利用者と 5,000 冊の貸出冊数(R2 年度)の実績で、貴重な読書機会の提供となっています。
- ・利用者の 6 割が児童であり、学生は 2%にとどまっています。貸出冊数も 7 割が児童書となっています。

### (2)関係機関・団体との連携、協力

#### ①学校図書館との連携、協力

- ・寄託図書資料リストの提供、各図書館への配送サービスを行いました。
- ・職場体験、図書館見学を積極的に受け入れました。
- ・調べる学習コンクールの応援講座や審査会の支援を行いました。図書館司書の資質向上のためにも、さらに協力していく必要があります。

#### ②まちづくりセンター等との連携、協力

- ・子ども読書会の他、まちづくりセンターの依頼を受け、小学校 1 年生向け読書感想文教室を行いました。
- ・今後さらに、地域との連携を強化していきたい。

#### ③公共図書館との連携、協力

- ・相互貸借、リクエストサービスにより利用者のニーズに可能な限り応えました。
- ・県立図書館「しまね子育て絵本」を活用して、各施設に配本しました。
- ・相互貸借、リクエストサービスについては、子どもの利用があまり

せんでした。リクエストできることを子どもに周知していく必要があると感じました。

#### ④島根県西部視聴覚障害者情報センターとの連携、協力

- ・点字本、大活字本等障がい者向けサービスを意識しましたが、島根県西部視聴覚障害者情報センターとの連携はほとんどできていない状況です。
- ・障がいのある児童・生徒が利用しやすい図書館となるよう県西部視聴覚障害者情報センターとの連携を進めていく必要があります。

#### ⑤ボランティアとの連携、協力

- ・定期的に開催している読み聞かせやストーリーテリング、電子紙芝居等ボランティアによる取組が進んでいます。また、読書週間イベント等ボランティアとの共催の事業に取り組みました。
- ・それぞれの取組を図書館が把握し、横のつながりがもてるような支援が必要であると考えます。

### (3) 読書活動の啓発、情報発信

#### ①こどもの読書に関する啓発活動

- ・読書週間での取組として、各館個性を生かしたイベント開催を計画しましたが、令和2年度のイベント開催はコロナ感染症の影響で下半期の活動となりました。
- ・できる限り子ども達を受け入れる図書館でありたいと思います。

#### ②情報発信の充実

- ・図書館だよりやホームページで情報発信に努めました。市報に図書館の情報コーナーがあり、司書おすすめの本の紹介等読書活動の情報を発信しました。
- ・コロナ禍での図書利用として電子書籍を充実させたいと思います。特にヤングアダルト向けサービスを充実させたいですが、手に入りにくい状況です。

#### ③職場体験や各種子ども向け講座の開催

- ・職場体験は中止となりましたが、図書館見学を9月以降受入れ、12の学校、幼稚園が来館しました。
- ・小中学校、幼稚園等と連携を深め、職場体験・図書館見学をできる限り受入れるようにしたいと思います。



#### (4) ボランティアの育成、支援

##### ① ボランティアの育成

- ・それぞれのボランティアの集まりで、計画・反省等の話し合いを支援しています。
- ・各ボランティアの活動の支援に心がけましたが、研修会等を開くことができませんでした。新たな人材を受付けていますが、多くの方に周知をして興味をもってもらいたいことが課題であると思います。

##### ② ボランティアの活動支援

- ・事前の話し合いにより連携し、工夫されたイベントを開催することができました。
- ・各ボランティア活動の開催案内、会議への参加等支援を行いましたが、ネットワークが構築できるほどつながりを作ることができませんでした。このため、今まで以上に協働していくことが課題であると考えます。今後、会議等で聴取した意見を活かし、図書館としても研修、話し合いを企画していきたいと考えます。

第2次浜田市子ども読書活動推進計画における数値目標の進捗状況

内容	平成27年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 数値目標
子育て支援センターにおける読み聞かせの会の開催回数と参加者数	20回 延べ670人	11回 延べ143人	30回 延べ800人
移動図書館、簡易閲覧所の貸出冊数	5,153冊	5,704冊	7,200冊
学校図書館の1人あたりの年間貸出冊数	小学校71冊 中学校18冊	小学校102冊 中学校23冊	小71冊以上 中18冊以上
学校司書または学校図書館支援員の配置率	100%	100%	100%
平日の読書時間30分以上の児童・生徒の割合	小30.5% 中29.3%	小28.6% 中28.5% (令和元年度実績※)	小37.3% 中30.6%
児童図書の蔵書数	85,116冊	96,434冊	100,000冊
市民一人当たりの図書貸出数	5.1冊	4.9冊	7.0冊
図書館利用者カード登録者の割合	33.3%	42.5%	45.0%
図書館ボランティア登録数	24人	10人	36人
電子書籍タイトル数	1,329点	1,921点	1,600点

※令和元年度実績 数値の根拠となる全国学力・学習状況調査が新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に実施されなかったため、令和元年度の数値を計上

### Ⅲ 第3次計画の基本的な考え方

#### 1 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定するものです。

#### 2 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

#### 3 基本理念

「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」

#### 4 基本目標・基本方針

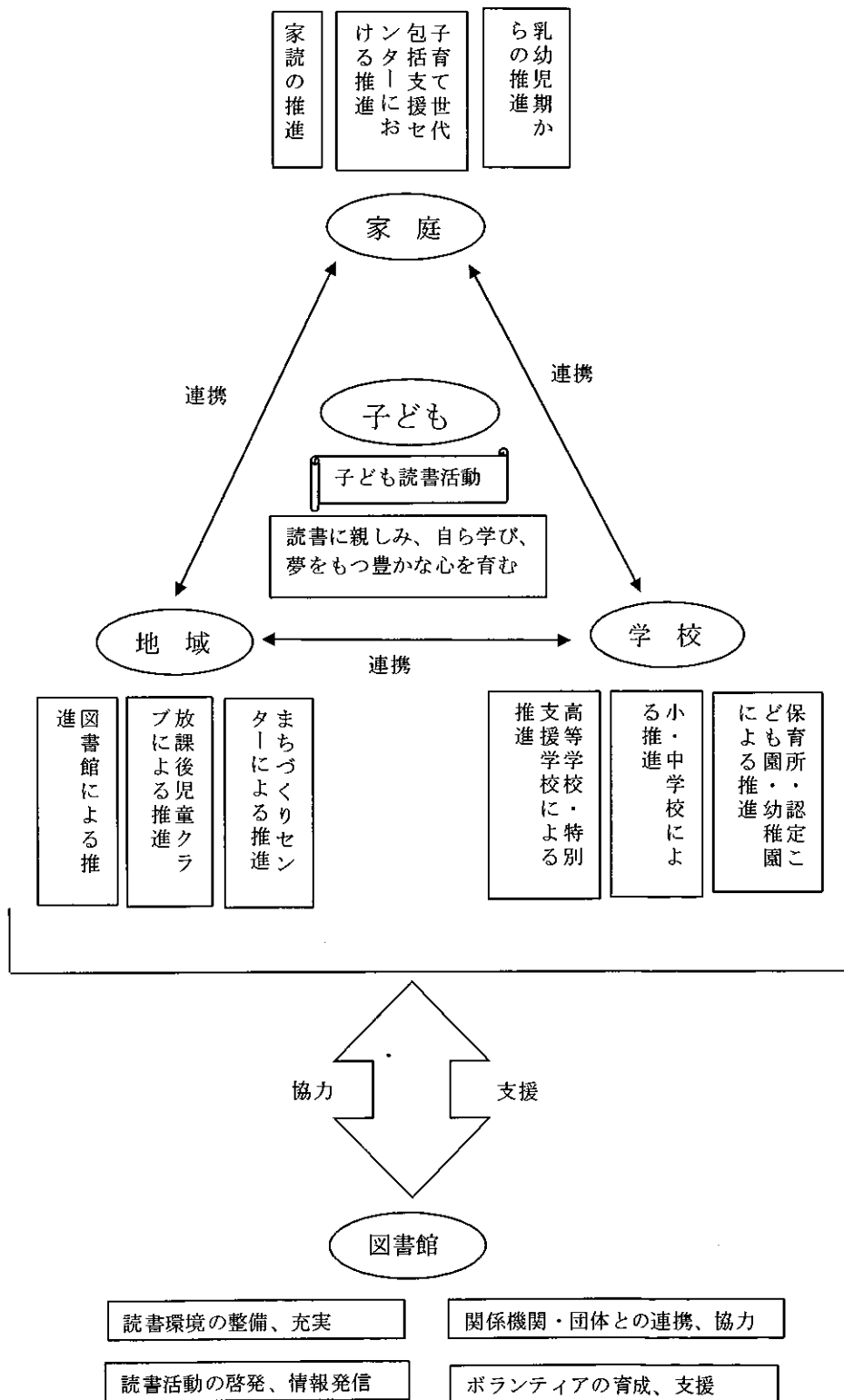
基本目標 「読書に親しみ、自ら学び、夢をもつ豊かな心を育む」

基本方針

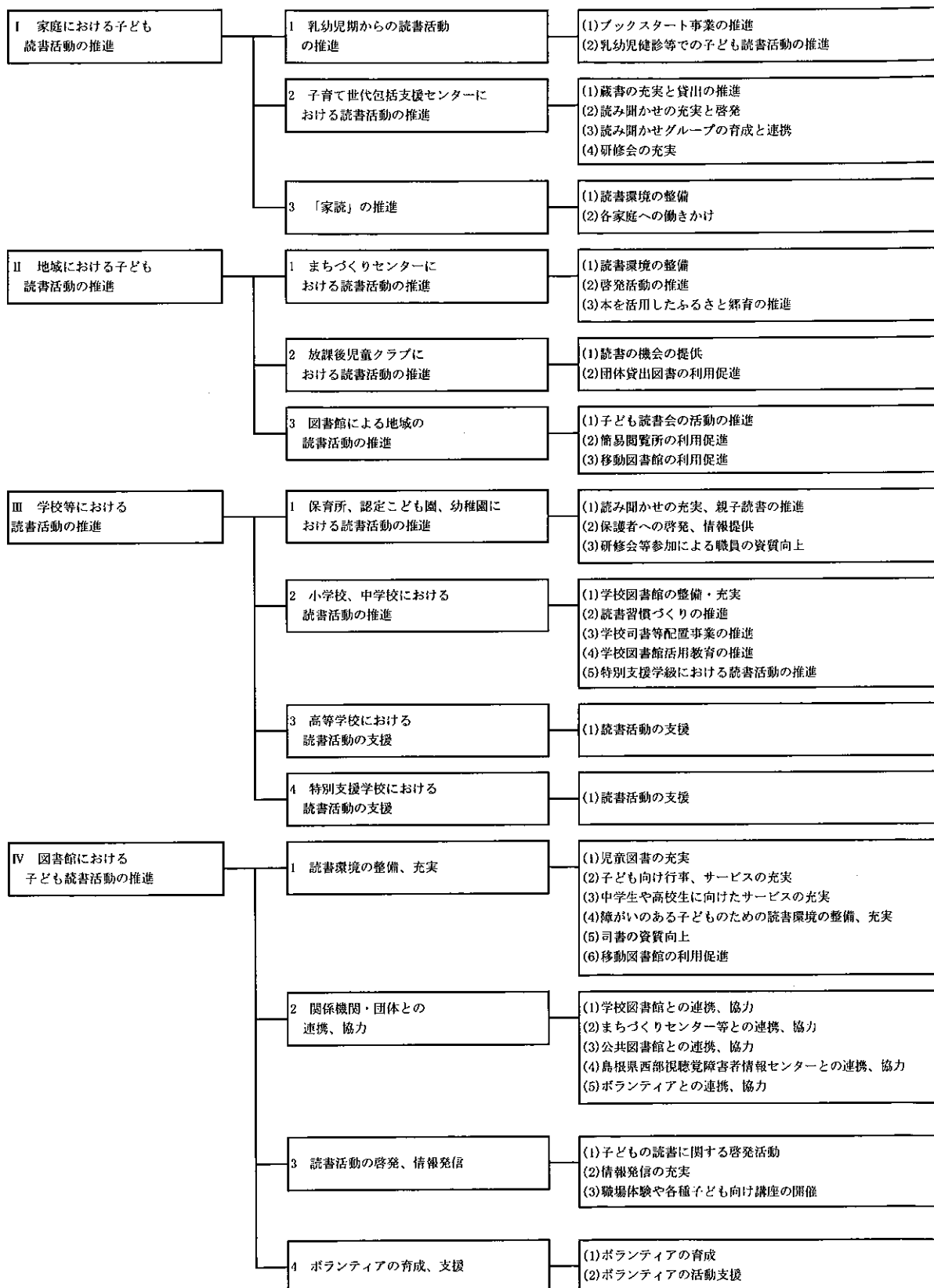
- ・家庭における子ども読書活動の推進
- ・地域における子ども読書活動の推進
- ・学校等における読書活動の推進
- ・図書館における子ども読書活動の推進

## 第2章 施策の方向と具体的な施策

計画の体系イメージ図



## 計画の体系図



## I 家庭における子ども読書活動の推進

### 1 乳幼児期からの読書活動の推進

#### (1)ブックスタート事業の推進

絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけとしてもらうために、月1回の乳児健康診査(4か月健診)時にブックスタート事業を実施し、赤ちゃんとその保護者に絵本を1冊贈呈します。乳児健康診査が受診できない場合は、訪問などの機会を通じて全ての子どもに絵本を贈呈できるようにします。

#### (2)乳幼児健診等での子ども読書活動の推進

親子が絵本を通してふれあいを深めていくきっかけとなるように、1歳6か月健康診査・3歳児健康診査(各健診月1回実施)の待合において絵本にふれあう機会を設けています。

また、乳幼児健診において、子どもの年齢に応じた絵本の選び方や絵本の紹介、電子メディアとの適切な関わり方、絵本の読み聞かせの大切さ等について周知・啓発し、親子で読書を楽しむことができるよう支援します。

### 2 子育て世代包括支援センターにおける読書活動の推進

#### (1)蔵書の充実と貸出の推進

親子で絵本に対して興味や関心を持ち、読書を楽しむことができる環境づくりに努めます。

中央図書館による団体貸出しや、しまね子育て絵本、佐々田奉公会簡易閲覧所の利用促進を図り、親子でより多くの図書と出会える環境づくりを支援します。

#### (2)読み聞かせの充実と啓発

親子で絵本の楽しさを体験する場を提供するため、支援センター事業の中で、職員や講師、ボランティア等による絵本の読み聞かせの場を増やします。

妊娠期からの取り組みの一環として、ママパパ学級等においても、読

み聞かせの大切さについて知らせていきます。

(3) 読み聞かせグループの育成と連携

子育て中の保護者を中心とした、絵本の読み聞かせグループの育成と活動の支援を行います。

(4) 研修会の充実

子育て中の保護者や地域の子育て応援隊等のボランティアに対し、絵本の楽しみ方や選び方、読み聞かせの意義等について研修の場を提供します。

### 3 「家読」の推進

(1) 読書環境の整備

「しまね子育て絵本」「佐々田文庫」「移動図書館車」「寄託図書」「団体貸出」を活用することで、図書にふれやすい環境を整備します。

また、市立図書館、子育て世代包括支援センター、保育所、認定こども園、幼稚園、学校での読み聞かせの充実を図ります。

(2) 各家庭への働きかけ

ママパパ学級、乳幼児健診、浜田親子共育応援プログラム(通称「HOOP!」)の実施により家読の大切さを伝えるよう努めます。

また、子育て世代包括支援センター、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、図書館で連携し、出産前から家読を勧めるとともに、図書館イベントによる家読の推奨を行います。

## II 地域における子ども読書活動の推進

### 1 まちづくりセンターにおける読書活動の推進

(1) 読書環境の整備

放課後や休日等に子どもの居場所となるまちづくりセンターにおいて、子どもが読書を身近に感じ、気軽に楽しめるよう、施設空間の有効活用や未就学児対象の本の収集など、読書環境の整備に努めていきます。

また、子どもだけでなく、幅広い年齢層に対応できる環境整備も併せて取り組みます。

## (2) 啓発活動の推進

市立図書館や地域のボランティアと連携し、読書に関する情報発信や読書関連事業の企画など、地域の子ども、大人に対する読書の普及、啓発活動を推進します。

## (3) 本を活用したふるさと郷育の推進

平成 28 年に発刊した「浜田市の人物読本 ふるさとの 50 人」を活用して、縁のある地に関する企画や読み聞かせ等を開催するとともに、郷土に関する蔵書の収集に努め、本を通じたふるさとへの愛着心の醸成を図ります。

また、文化スポーツ課から、小学校 6 年生へ「浜田市の歴史読本 ふるさと浜田の歩み」の配布を続けます。

## 2 放課後児童クラブにおける読書活動の推進

### (1) 読書の機会の提供

放課後児童クラブの活動の中で、学習時間後に読書の時間を設け、児童の読書習慣の定着を図るとともに、支援員や地域のボランティアによる絵本や紙芝居などの読み聞かせを行い、読書の機会の提供に努めます。

### (2) 団体貸出図書の利用促進

市立図書館、県立図書館西部読書普及センターの団体貸出制度や移動図書館車等を活用することにより、児童の年齢に応じた本の充実を図り、読書環境の整備に努めます。

## 3 図書館による地域の読書活動の推進

### (1) 子ども読書会の活動推進

まちづくりセンターで毎月実施している「子ども読書会」や小学校と連携して開催している「調べる学習応援講座」等、地域・学校と連携した情報発信に努め、読書に関連した行事の充実を図っていきます。

### (2) 簡易閲覧所の利用促進

佐々田奉公会簡易閲覧所について、引き続き資料の充実を努め、周知活動等による利用促進を進めます。



### (3) 移動図書館の利用促進

市立図書館への来館が困難な子どものための読書機会の提供として、資料の充実や運行ルートの見直し等によりさらなる利用促進を図っていきます。

## Ⅲ 学校等における読書活動の推進

### 1 保育所、認定こども園、幼稚園における読書活動の推進

#### (1) 読み聞かせの充実、親子読書の推進

絵本や紙芝居などの読み聞かせをさらに充実させ、子どもの読書習慣の定着を促進するとともに、公共図書館や読み聞かせボランティアを積極的に活用していきます。

親子読書の推進にあたっては、保護者が家庭で気軽に読み聞かせできるように、絵本の貸し出し、蔵書や絵本コーナーの充実など環境づくりに努めます。

#### (2) 保護者への啓発、情報提供

保護者会や参観日などの行事や「クラスだより」、「園だより」などを通じて、親子読書や読み聞かせの大切さ、メディアに長時間接触することの子どもへの影響などについて、保護者への啓発を行っていきます。

また、保護者が子どもに読み聞かせたい本を選んだり、保護者自身が絵本に親しんだりできるよう、絵本の紹介や読書に関する情報提供を積極的に行っていきます。

#### (3) 研修会等参加による職員の資質向上

園内研修を推進するなど、子どもの読書活動に対する重要性を認識するとともに、子どもの発達段階に合わせた絵本の選択や読み聞かせ技術、知識の習得を目指します。

### 2 小学校、中学校における読書活動の推進

#### (1) 学校図書館の整備・充実

学校図書館資料の充実のため、市立図書館や他の学校図書館との連携・情報交換など、学校図書館と市立図書館とネットワークの充実を図ります。

学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、地域に関係する昔話や人物伝、伝統芸能等の地域資料の整備・充実に努めます。

また、長期休業期間中の読書活動を推進するため、図書の貸出や調べ学習の支援などに取り組みます。

## (2) 読書習慣づくりの推進

児童生徒の発達段階に応じた年間指導計画の作成に努めるとともに、小学校1、2年生に読書ノートを配付し、読書習慣を身につけ、読書の幅を広げられるよう読書生活の基礎づくりを行います。

学校図書館を中心とした図書館活動への積極的参加を促進するため、本の楽しさを知り、読書へのきっかけとなる機会（朝読書、読み語り、ブックトーク、アニメシオン、ビブリオバトル、読書ビンゴ、味見読書等）を積極的に設け、読書に親しめる環境づくりに取り組みます。

また、図書をコミュニケーションツールとして、家族で相互理解を深め、家族の絆が深まるよう、家読（家庭読書）を推進していきます。

## (3) 学校司書等配置事業の推進

引き続き学校司書（学びのサポーター）を配置し、学校における読書活動の推進と学校図書館を活用した課題解決的学習や探究的学習の推進を図ります。

また、学校司書の研修の場を設け、GIGA スクール構想への対応など、学校司書の資質の向上を図るとともに、情報交換に努めます。

継続的に学校司書を配置していくため、その役割や必要性を保護者や市民へ周知し、学校司書に対する理解が深まるよう取り組みます。

これらの取組を進めるため、教育委員会に学校図書館支援センターを引き続き設置し、学校司書等の支援や情報共有・情報発信に取り組みます。

## (4) 学校図書館活用教育の推進

各教科、総合的な学習の時間等における学校図書館の活用を行うとともに、読書の幅の拡充及び調べ学習の支援のため、学校図書館の学習・情報センターとしての機能充実に努めます。

教員が学校図書館活用教育の授業ができるように研修会を開催したり、教育委員会の学校図書館担当者が校内研修に参加したりすることで、学校図書館活用教育の授業拡大を行います。

また、学校図書館活用教育研究指定校を指定し、学校として組織的に

取り組む体制を整えるとともに、教育委員会に指導主事を配置して指導助言を行うことで、学校図書館活用教育の更なる普及に取り組みます。

引き続き「浜田市調べる学習コンクール」を開催し、児童・生徒の調べる力の向上に努めます。

#### (5) 特別支援学級における読書活動の推進

児童生徒の発達や障がいの状況に応じた読書センター、学習・情報センター機能の整備を進めるとともに、教職員を対象とした研修会を促進します。

また、「視覚障害者の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）等に基づき、市立図書館や島根県西部視聴覚障害者情報センター等と連携し、バリアフリー図書の整備を推進するとともに、島根県西部読書普及センターのバリアフリー図書を活用し、特別支援学級における読書活動を推進します。

### 3 高等学校における読書活動の支援

高等学校における生徒の読書活動を支援するため、市立図書館における団体貸出等のサービス提供やイベント行事の情報発信・広報活動、生徒の職場体験等の受入れを行います。

また、市教育委員会主催の学校司書研修等に高等学校の教職員が参加できるよう配慮し、教職員の資質向上を支援します。

### 4 特別支援学校における読書活動の支援

市立図書館におけるバリアフリー図書の収集拡大、団体貸出等のサービス活用の推進、図書館の施設見学等の積極的な受入れ、読書推進に関する情報提供や協力・助言を行い、特別支援学校における読書活動を支援します。

また、市教育委員会主催の学校司書研修等に特別支援学校の教職員が参加できるよう配慮し、資質向上を支援します。

## IV 図書館における子ども読書活動の推進

### 1 読書環境の整備、充実

#### (1) 児童図書 の 充実

絵本などの児童図書のほか、調べ学習活用図書やヤングアダルト世代向けの図書などの充実を図ります。また、県立図書館発行の「おすすめしたい こどものほん」など各種推進図書等の積極的な購入、受入れに努めます。

#### (2) 子ども向け行事、サービスの充実

子どもがより市立図書館を利用し、読書に親しめるよう、おはなし会をはじめとした子ども向け行事やこどもの読書週間等における各種イベントの充実を図ります。また、子どもの本選びの支援、本との出会いの機会の創出のため、定期的な特集展示やブックリストを作成し、読書相談等レファレンスサービスの機能向上を図ります。

#### (3) 中学生や高校生に向けたサービスの充実

読書から離れがちな中学生、高校生へのサービスの充実として、ヤングアダルト図書を積極的に収集します。また、電子図書館における中高生向けの電子書籍の収集や、タブレット端末の利用促進等、中高生に魅力ある図書館づくりに努めます。

#### (4) 障がいのある子どものための読書環境の整備、充実

点訳図書や大活字本、録音資料等を収集し、障がいのある子どもが読書に親しめるようサービスの充実を図るとともに、県立図書館や島根県西部視聴覚障害者情報センターのバリアフリー図書の積極的な活用を推進します。また、学習の一環として、市立図書館を利用する機会を提供します。

#### (5) 司書の資質向上

図書館司書として必要な資質・能力の向上を図るため、積極的に専門研修等を受講し、図書館サービスの向上に繋がります。

#### (6) 移動図書館の利用促進

市内山間部の小中学校等を巡回する移動図書館車「ラブック号」につ

いて資料の充実、学校等を通じた利用促進を図り、市立図書館への来館が困難な子どもに読書機会を提供します。

また、今後の公共施設統廃合や地域事情等を勘案しながら、運行ルートの見直しを検討します。

## 2 関係機関・団体との連携、協力

### (1) 学校図書館との連携、協力

団体貸出や学校図書館活用教育図書の出借等の利用促進を図り、学校図書館の充実を支援します。また、学校図書館との定期的な連絡会議を開催し、相互の情報交換やさらなる支援体制について検討し、連携・協力を一層進めていきます。

### (2) まちづくりセンター等との連携、協力

子ども読書会開催や佐々田奉公会簡易閲覧所の設置・運営、市立図書館蔵書の配本等、地域の読書活動推進のためにまちづくりセンターや子育て世代包括支援センター等との連携・協力を図っていきます。

また、浜田市世界こども美術館や郷土資料館といった社会教育施設や関係機関の行事とコラボした展示など、郷土のことをより理解したり、大切に思ったりする取組を推進します。

### (3) 公共図書館との連携、協力

リクエストサービスや図書館間相互貸借等において、他の公共図書館との連携・協力を図り、子どもの「読みたい」という思いに応えます。

また、県立図書館「しまね子育て絵本」を活用して、保育所、認定こども園、幼稚園、子育て世代包括支援センターなどの各施設に配本し、就学前の子どもが読書に親しむ環境づくりに努めます。

### (4) 島根県西部視聴覚障害者情報センターとの連携、協力

対面朗読サービス提供のため情報共有に努め、バリアフリー図書の展示等、障がいのある子どもの読書活動の支援のため、連携・協力を図ります。

### (5) ボランティアとの連携、協力

子どもが本に出会い、本に親しむ機会の充実のため、おはなし会や各種子ども向け行事において、しまね子ども読書等推進の会浜田支部を

じめとしたボランティアとの連携・協力を図ります。

### 3 読書活動の啓発、情報発信

#### (1) 子どもの読書に関する啓発活動

こどもの読書週間や秋の読書週間等における各種イベントやリーフレット等を通じて、市立図書館や読書に対する理解を深め、子ども読書の普及、啓発を図ります。

#### (2) 情報発信の充実

おはなし会や、講演会などの子どもの読書活動に関する情報を、市報や図書館だより、ホームページ、パンフレット等により積極的に発信します。

#### (3) 職場体験や各種子ども向け講座の開催

子どもが市立図書館を身近に感じ、親しみ、図書館の役割を理解するために、職場体験学習や図書館見学の受け入れ、読書に関する子ども向け講座を開催します。

### 4 ボランティアの育成、支援

#### (1) ボランティアの育成

ボランティアの養成講座、研修会等を開催し、読み聞かせ等ボランティアの育成、技術向上を支援します。市報等を通じた新規ボランティアの募集など、新たな人材発掘に取り組みます。

#### (2) ボランティアの活動支援

ボランティア交流会の開催などボランティア相互の連携、情報共有を支援します。また、ボランティアへの情報提供・交換や、ボランティアとの協働による行事の開催、ボランティア活動の場の提供など、市立図書館や地域等における活動を支援します。

第3次浜田市子ども読書活動推進計画における数値目標

内容	令和2年度実績	令和8年度
子育て世代包括支援センターの事業で行う全ての読み聞かせの回数と参加者数	—	50回 延べ840人
移動図書館、簡易閲覧所の貸出冊数	5,704冊	7,200冊
学校図書館の1人あたりの年間貸出冊数	小学校 102冊 中学校 23冊	小 110冊 中 25冊
学校司書または学校図書館支援員の配置率	100%	100%
平日の読書時間30分以上の児童・生徒の割合	小 28.6% 中 28.5% (令和元年度実績)	小 37.6% 中 34.0%
児童図書の蔵書数	96,434冊	110,000冊
市民一人当たりの図書貸出数	4.9冊	5.5冊
図書館利用者カード登録者の割合	42.5%	45.0%
図書館ボランティア交流会の回数	0回	2回
電子書籍タイトル数	1,921点	2,200点

※「図書館利用者カード登録者の割合」について、次期計画では、実態に沿う数値に変更します。

# 《資料》



(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
  - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
  - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 浜田市子ども読書活動推進計画（以下「読書活動推進計画」という。）を策定するにあたり、浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は次の事項について意見を交換し、協議を行う。

- (1) 読書活動推進計画の策定に関すること
- (2) 子どもの読書活動の推進に関すること
- (3) その他読書活動推進計画の作成に必要な事項に関すること

### (委員)

第3条 検討委員会の委員は10人以内の学校関係者、図書館関係者及び読書活動関係者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- 2 検討委員会の設置期間は、読書活動推進計画が策定されるまでの間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会には委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討委員会の会議は、教育委員会が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (報償費及び実費弁償)

第6条 委員が検討委員会の会議に出席した場合は、6千円の報償費及び浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の規定の例により旅費に相当する額の実費弁償を支給する。

### (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、中央図書館において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成24年8月10日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成28年1月25日から施行する。

浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会委員

任期 令和3年12月22日～計画の完成まで  
(順不同、敬称略)

選出区分	氏名	所属団体等
図書館関係者	ベシキ ユキオ 別枝 行夫	浜田市立図書館協議会 会長 (島根県立大学浜田キャンパス図書館長)
図書館関係者	ツノモリ ヒサシ 角森 央	西部読書普及センター 専任司書
読書活動関係者	カマダ ユミ 鎌田 由美	しまね子どもの読書等推進の会浜田支部 会長
読書活動関係者	クリス マリ 栗栖 真理	社会教育委員の会 副会長
読書活動関係者	ムシタニ アキノリ 虫谷 昭則	浜田市まちづくりセンター合同連絡会 会長 (石見まちづくりセンター館長)
学校教育関係者	ササキ テヒロ 佐々木千尋	市内島根県立高等学校長会 (島根県立浜田養護学校 校長)
学校教育関係者	エンドウ ユキ 遠藤 由紀	市教研図書館部会(中学校) (浜田市立第一中学校 司書教諭)
学校教育関係者	ヨシダ ミホ 吉田 美穂	市教研図書館部会(小学校) (浜田市立三階小学校 司書教諭)
学校教育関係者	ヨシダ ヒデアキ 吉田 英昭(～R3. 3. 31) タマキ アツコ 玉木 敦子(R4. 4. 1～)	浜田市園長会 (浜田市立長浜幼稚園 園長) 浜田市園長会 (浜田市立石見幼稚園 園長)
学校教育関係者	タバコ 煙艸のぞみ	浜田市保育連盟 (ちどり保育所 所長)